昭和二十六年法律第二百十二号 日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社の

(株式の譲渡制限等) 株式の譲渡の制限等に関する法律

ができる。 渡しなければならない旨をあわせて定めること その株式を株式会社の事業に関係のある者に譲 業に関係のない者であることとなつたときは、ができる。この場合には、株主が株式会社の事 その株式会社の事業に関係のある者に限ること にあつては、定款をもつて、株式の譲受人を、 載する日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社 条 一定の題号を用い時事に関する事項を掲 1

第二条 発行会社をいう。)は、前条の定款の規定を株 第八十六号) 第百十七条第七項に規定する株券(11条 株券発行会社(会社法(平成十七年法律 券に記載しなければならない。

定について虚偽の記載をしたときは、 券に前条の定款の規定を記載せず、又はその規 う。)、執行役若しくは代表執行役の職務を行う 委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をい それ以外の取締役)、代表取締役、委員(指名 会社にあつては、監査等委員である取締役又は より選任された一時取締役(監査等委員会設置 三項において準用する場合を含む。)の規定に 第三百五十一条第二項若しくは第四百一条第三 を代行する者、会社法第三百四十六条第二項、 により選任された取締役若しくは執行役の職務 第九十一号)第五十六条に規定する仮処分命令 下の過料に処する。 、き者又は外国会社の日本における代表者が株 取締役、執行役、民事保全法(平成元年法律 (同法第四百三条第三項及び第四百二十条第 百万円以

しくは休止しようとするときは、すみやかに定発行を廃止し、又は引き続き百日以上休止し若の上条 第一条の株式会社が同条の日刊新聞紙の なければならない。 款を変更して、同条の規定による定めを削除し

は、同条の定款の規定をも登記しなければなら第四条 第一条の株式会社の設立の登記にあつて

1 (施行期日) この法律は、 昭和二十六年七月一日 から施行

(経過規定)

2 を定めた定款の規定、株式申込証及び株券のそ されたものとみなす。 定、記載及び登記は、この法律の規定によつて の記載並びにその登記があるときは、その規 この法律施行の際、株式又は持分の譲渡の制限 第一条の株式会社又は第五条の有限会社で、

附則 三号) 抄 (昭和四一年六月一四日法律第八

(施行期日)

する。 この法律は、 昭和四十一年七月一日から施行

号 則 (昭和五六年六月九日法律第七五

附

施行の日(昭和五十七年十月一日)から施行す る。 この法律は、商法等の一部を改正する法律の

号附 則 (平成二年六月二九日法律第六五

施行の日から施行する。 この法律は、商法等の一部を改正する法律の

0号) 附 則 (平成一三年六月二九日法律第八

行する。 この法律は、 商法等改正法の施行の日から施

附 一二九号) 則 (平成一三年一一月二八日法律第

(施行期日)

1 この法律は、平成十四年四月一日から施行す る。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為及びこの法律の 規定により従前の例によることとされる場合に 則の適用については、なお従前の例による。 おけるこの法律の施行後にした行為に対する罰 附 則

五号) 抄 (平成一四年五月二九日法律第四

(施行期日)

1 する。 えない範囲内において政令で定める日から施行 この法律は、公布の日から起算して一年を超

附 則 抄 (平成一六年六月九日法律第八七

(平成八年法律第九十五号) 第百二十六条の改金融機関等の更生手続の特例等に関する法律 十五条及び第百九条の規定、附則第百十二条中 附則第七十条、第八十五条、第八十六条、第九 十三号)第四条の四第一項第三号の改正規定、

附則第百二十条から第百二十二条まで 附則第百二十三条中産業活力再生特別

(施行期日) 号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 を超えない範囲内において政令で定める日 施行する。 いから

措置法 の規定、 正規定、

(平成十一年法律第百三十一号) 第十二

号附 則 (平成一六年六月九日法律第八八

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年 三条まで、第四十七条、第五十条及び第五十一四条(第一項を除く。)、第三十六条から第四十 の改正規定を除く。)、第四条から第七条までの資信託及び投資法人に関する法律第九条第三項 定(「同法第二条第二項」を「投資信託及び投る部分に限る。)、同法附則第三十三条の改正規 (「第百十一条第一項」を「第百十一条」に改める。) 並びに同法附則第十九条の表の改正規定 る。)並びに第二百六十九条に係る部分に限 号までを除く。)、第三項及び第四項に係る部分 第四項、第二百五十二条第一項(同項において (第二号から第四号までを除く。)、第三項及び七章を加える改正規定 (第百五十八条第二項 を超えない範囲内において政令で定める日(以 規定、附則第三条から第二十九条まで、第三十 分に限る。)、第二条の規定、第三条の規定(投 資法人に関する法律第二条第二項」に改める部 する第百五十八条第二項(第二号から第四号ま 条、第二百六十八条第一項(同項において準用 項(第二号から第四号までを除く。)、第三項及 準用する第百五十八条第二項(第二号から第四 十九条とする部分を除く。)、同法第六章の次に 定、第百二十八条の改正規定(同条を第二百九条、第百二十一条及び第百二十三条の改正規 加える改正規定、同法第百十五条、第百十八 の表第三十三条の項を削る改正規定、同表第八 第一条中社債等の振替に関する法律第四十八条 でを除く。)、第三項及び第四項に係る部分に限 び第四項に係る部分に限る。)、第二百六十二 に限る。)、第二百五十三条、第二百六十一条第 (施行期日) 項(同項において準用する第百五十八条第二 -九条第二項の項の次に第九十条第一項の項を 「施行日」という。)から施行する。ただし、

> 条の八第三項及び第十二条の十一第七項の改 部施行日」という。)から施行する。 改正規定は、公布の日から起算して一年を超え ない範囲内において政令で定める日 十四号)第二百五条第四項及び第二百十四条の 規定、附則第百二十五条の規定並びに附則第百 一十九条中会社更生法(平成十四年法律第百五 (以下 二

第百三十五条 この法律(附則第一条ただし書に 為に対する罰則の適用については、なお従前の される場合におけるこの法律の施行後にした行 とされる場合及びなおその効力を有することと この附則の規定によりなお従前の例によること 条において同じ。)の施行前にした行為並びに 規定する規定については、当該規定。以下この (その他の経過措置の政令への委任) 例による。 (罰則の適用に関する経過措置)

第百三十六条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置は、 で定める。

一六五号) 則 (平成一六年一二月一〇日法律第 抄

(施行期日)

融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八 条の規定、附則第五十九条中協同組合による金 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行の日から施行する。 施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規 を超えない範囲内において政令で定める日から 定は、公布の日から施行する。 この法律は、 七号) 附則 号 則 抄 (平成一七年七月二六日法律第八 会社法の施行の日から施行す

(平成二六年六月二七日法律第九

この法律は、会社法の一部を改正する法律